

平成24年度実施 指定管理者制度導入施設モニタリング結果

施設名		多摩湖ふれあいセンター			
導入年月日	平成18年4月1日	現行の指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日		
指定管理者	多摩湖ふれあいセンター市民協議会	市所管課	市民部市民協働課		
指定管理料(24年度予算/23年度決算)	11,550,000円 / 11,550,000円			総合評価	
シート項目	総則	①西武園競輪の迷惑還元施設としての役割は、競輪の開催日数の減少、西武鉄道の駅舎改良、駐車場の増設等で、当初の目的は達成。今後は他の市民ふれあいセンターと同様の設置目的で運営を指定管理者も認識。 ②会長はじめ、センター運営の健全性に常に配慮されている。 ③多摩湖センターは2階建のため、常時2人態勢で利用者の安全等に細心の注意を払っている。 ④月報等も協定に遵守している。			A
	事業運営・地域連携	①自主事業も年2回大規模な事業を実施、その他各運営部によって催事を実施している。 ②貸し部屋の予約管理もトラブルなく行われている。			A
	維持管理	①ふれあいセンターで一番古く(設立13年目)、網戸が無いのが、夏場の冷房費用の負担増になっている。 ②アンケートでも清掃が行き届いているとの褒め言葉があった。			A
	サービスの向上	①カラオケのリニューアルを利用者の要望にこたえて実施。			A
	個人情報管理	①個人情報の管理には十分な配慮がされている。 ②事務室が個室でない(建物の設計上のネック)ので細心の注意を払っている。			A
	経営状況	①内部監査で会計上の正確性を維持している。 ②事務室の現金管理等も十分に配慮されている。 ③ガス設備の5年に1度の大口修繕を実施 ④近隣に公的施設が少ないことから、日章旗のポールを新設。 ⑤収益管理と必要経費のバランスが図られている。			A
講評等	①西武園競輪の迷惑施設の当初の目的はほぼ終了。今後は市内の他のふれあいセンターと同様の設置目的を果たす意気込みを感じた。 ②今年度は、ガス設備の5年に1度の大型改修時期で、約30万円支出 ③近隣に公的施設が少ないことから、日章旗掲揚ポールを新設等実施しても予算の90%で健全に終了 ④会長ほか役員のセンターの健全経営に十分な配慮が感じられた。利用者のアンケートも大変優秀な結果であった。 ⑤最終収益も、翌月支払(給与・水道光熱費等)を控除しても、積立金を加えて十分と思慮				

## 平成24年度実施 指定管理者制度導入施設モニタリング結果